

北阪保育園事業認可基準審査について

資料1

1 設備の基準

基準	内閣府令	北阪保育園の申請内容	根拠等
乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。	第21条(1)	乳児室 33.14㎡ 便所 保育所と兼用	事業実施計画書 平面図
乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。	第21条(2)	0歳児 定員1名、1歳児 定員1名 必要面積 1.65㎡×2名=3.3㎡ 乳児室面積 33.14㎡	事業実施計画書 平面図
乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。	第21条(4)	ベビーベッド	写真
満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。	第21条(5)	保育室 16.58㎡ 便所 保育所と兼用	事業実施計画書 平面図
保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。	第21条(6)	2歳児 定員1名 必要面積 1.98㎡ 保育室面積 16.58㎡	事業実施計画書 平面図
保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。	第21条(7)	教育用具・テーブル	写真
乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。	第21条(8)	乳児室、保育室を2階に設置	平面図
イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。		耐火建築物	建築確認申請書第 四面

<input type="checkbox"/> 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。					
階	区分	施設又は設備	第21条(8)		
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		屋内階段	平面図
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		待避上有効なバルコニー 屋外階段	平面図
<input type="checkbox"/> 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。			乳児等通園支援事業の保育室・乳児室から階下に降りる階段に、転落事故防止のための柵を設置	写真	

## 2 職員

基準	内閣府令	北阪保育園の申請内容	根拠等
<p>一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p>	第22条第1項	保育士1名	職員一覧表 資格証明書
<p>第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。</p> <p>(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。</p> <p>(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p>	第22条第3項	(1)に該当 保育所と一体的に運営	平面図 職員一覧表 資格証明書

### 3 そのほかの基準

基準	児童福祉法	北阪保育園の申請内容	根拠等
当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること。	第34条の15 第3項第1号		直近3年間の決算書
当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。	第34条の15 第3項第2号	平成27年6月～ 理事長就任	理事長の履歴書 誓約書
実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。	第34条の15 第3項第3号	昭和62年5月～ 北阪保育園勤務 平成23年4月～ 園長就任 昭和61年3月20日 社会福祉主事任用資格取得	園長の履歴書 単位修得証明書
児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと （資料2「申請者の欠格事項（児童福祉法第34条の15第3項第4号）」参照）	第34条の15 第3項第4号	児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しない	誓約書